

## 本人確認情報の利用拡大について

### 1 社会保障・税番号制度について ～ 社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理 ～

#### (1) 制度の概要

社会保障・税番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって、利便性の高い公平・公正な社会を実現する社会基盤である。

#### (2) 導入の目的と効果

目 的	効 果
公平・公正な社会の実現	○ 所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れることや不正受給を防止
住民の利便性向上	○ 申請時の添付書類（例：課税証明書）の削減による住民の負担軽減
行政事務の効率化	○ 行政機関における情報の照合、入力などに要する時間・労力の削減、正確性の向上

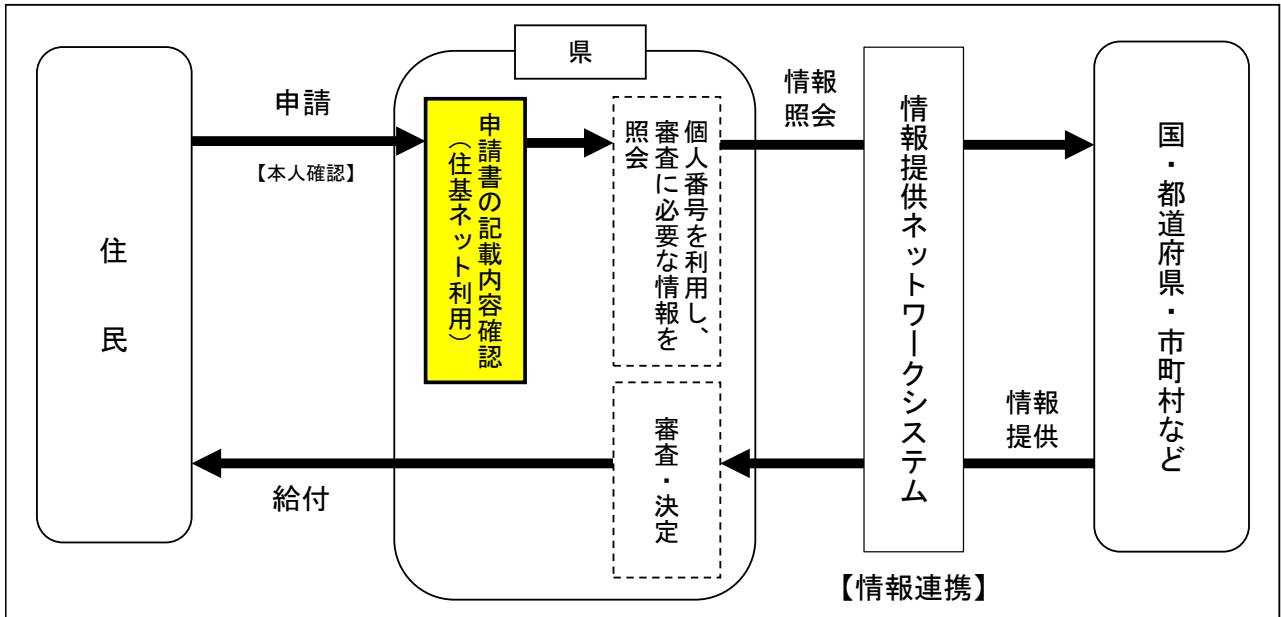
#### (3) 変遷

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
▼H27.10 個人番号の付番、通知					
▼H28.1 マイナンバーカードの交付 交付枚数（R3.1.1現在） 【全 国】約3,077万枚（交付率：24.2%） 【長野県】約41万4千枚（交付率：19.6%）					
個人番号の利用※ （各利用事務において順次） ○社会保障分野（児童手当、年金の支給） ○税分野（確定申告書、法定調書等への記載） ○災害対策分野（被災者台帳の作成）					
▼H29.7.18 情報連携（特定個人情報の照会・提供） 試行運用					
▼H29.11.13 情報連携本格運用 ⇒ <u>課税証明書等の添付書類の省略が可能に</u>					

（※）個人番号の利用：個人番号の収集、対象者情報の管理、社会保障・税・災害対策の分野に限定

## 2 個人番号利用事務における住基ネットの利用について

<個人番号利用事務における事務の流れ（イメージ）>



《番号法と住民基本台帳法との関係性について》

	番号法・番号利用条例	住基法・住基ネット利用条例
法定事務	別表第1で規定された事務	別表第3・5・6で規定された事務
	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;">住基事務に追加</div>	
条例事務	番号利用条例で規定された事務	住基ネット利用条例で規定された事務
	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;">住基事務に追加</div>	
	<p>○個人番号の利用所属が、住基ネットを利用して個人番号を含む本人確認情報を利用することができるよう、番号法別表に規定された事務について住基法別表に規定</p> <p>○これにより、情報連携を行う際、申請書に記載された個人番号等の情報が正確であるか確認することが可能</p>	
	<p>○地方公共団体では、番号法で規定された事務のほか、番号利用条例で定めた事務についても、個人番号を利用することが可能（番号法第9条第2項）</p> <p>○個人番号の利用所属が、住基ネットを利用して個人番号を含む本人確認情報を利用することができるよう番号利用条例に規定された事務について住基ネット利用条例に規定</p> <p>○これにより、情報連携を行う際、申請書に記載された個人番号等の情報が正確であるか確認することが可能</p>	

### 3 新たに本人確認情報を利用する事務について

#### (1) 事務内容

「児童手当又は特例給付の支給に関する事務」

職員の児童手当又は特例給付の受給資格を審査する際に必要な職員の所得情報や住民票情報をマイナンバーを利用して取得。

→ 所得証明書や住民票の提出が不要となる。

#### (2) 事務利用機関

総務部総務事務課

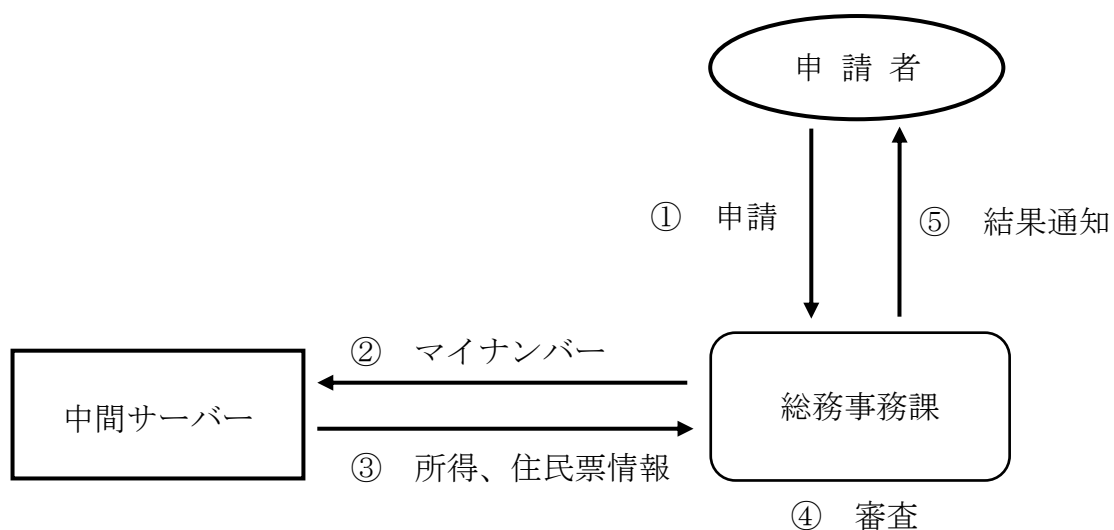
#### (3) 事務の区分

法定事務（番号法別表1：56、住基法別表5：9の2）

#### (4) 事務の流れ

- ① 職員がシステムにより申請（マイナンバー利用についての同意）
- ② システムに登録済みの家族情報及びマイナンバーを中間サーバーに送信
- ③ 中間サーバーから所得情報、住民票情報を取得
- ④ 取得した情報をもとに受給資格を審査
- ⑤ 申請者（職員）に審査結果を通知

【フロー図】



【参考：関係法令】

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）】

(利用範囲)

**第 9 条第 2 項** 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

【個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（番号利用条例）】

(個人番号及び特定個人情報の利用範囲)

**第 2 条** 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。

【住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（住基ネット利用条例）】

(知事保存本人確認情報を利用する事務)

**第 2 条** 法第 30 条の 15 第 1 項第 2 号に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- (4) 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成 27 年長野県条例第 43 号。別表において「番号利用条例」という。）別表第 1 の右欄に掲げる事務のうち知事が行うもの